

兵高教組 調査情報

2015年5月15日 3号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

特集 給料表の見方

①『給与の総合的見直し』で削減された賃金を現給保障した賃金

上段の金額

4月からの『給与の総合的見直し』で県教委が削減した額
 「給与月額」 + 「教職調整額」
 399,600円 + 15,984円 = 415,584円
 (407,900円 16,316円…3月までの賃金)

下段の金額

現給保障のための差額分+「教職調整額」の差額分
 8,300円 + 332円 = 8,632円

昨年、全県の職場から5,240筆の署名を背景とした賃金改定交渉で、7年ぶりに賃上げができました。12月には4月からさかのぼって賃上げ分の差額が支給され、1月には昇給しています。

しかし、県は国の『給与の総合的見直し』に追随し、この4月から給料月額を引き下げ、併せて県「行革」による賃金削減も継続しています。

ただ、交渉の結果、「現給保障」させていますので、給料月額については実際に賃金下がっているわけではありません。(地域手当は下がります。)

今回の調査情報では、このように複雑化している給料表の見方を4月の給料表を例にとって解説します。



支給年月		所属コード	職員番号	氏名		表級号級		給料表額・差額	
平成27年4月		1234	567890	〇〇 △△		2-120		① 415,584	3月と同額 424,216 円
給料(調整額)	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	管理職手当	特殊勤務手当	
② 415,651		③ 36,058							

県「行革」で削減された賃金

② 県「行革」による削減された賃金

県「行革」による削減された金額

399,600円 (給与月額)
 8,300円 (現給保障の差額分)

削減割合 $\times 0.021 = 8,565$ 円削減

$424,216 - 8,565 = 415,651$

本来貰う賃金=① 県「行革」削減 実際貰う賃金=②

<賃金アップのポイント1>

県「行革」による削減をやめさせ、現給保障を続けさせれば、10,000円近い賃上げとなります。昨年度の高教組は、県教委と交渉で今年度から県「行革」の削減を1/4縮小させましたが、他府県のように今年度で削減の即時中止を求めています。



③ 4月から1.5%削減された地域調整手当 ※現給保障はありません

地域手当 3月まで 4月から

10%・神戸・明石・阪神(猪名川町を除く)	8.5%
7%・姫路	5.5%
5%・その他	3.5%

10%地域の人だった場合

$424,216円 \times 8.5\% = 36,058円 (6,363円減)$

<賃金アップのポイント2>

国の人事院は『総合的な見直し』の中で、給料月額が下がる分を地域手当で調整するのごとく勧告をしましたが、兵庫県はそうはなっていません。この勧告には課題も多いですが、せめて地域手当を削減せずに元通りにすればさらに7,000円、先ほどの県「行革」削減分とあわせると月額17,000円の賃上げとなるのです。高教組は、地域手当の引き下げ反対を追及しています。

